

平成21年度日本保険学会大会

# 韓国に於ける保険詐欺に 対する取り組みと課題

2009年10月

イ ユン ホ  
李 潤 浩



## 目 次

- 1 序
- 2 保険詐欺現況
- 3 保険詐欺防止の実態
- 4 結びと課題

1

□ 保険詐欺とは

- 広義 : 保険金を騙し取るために保険会社を欺網する行為として、保険金支払いが拒絶される行為。例えば、告示義務に違反して、持病を隠したまま疾病保険契約を成立させた場合。
- 狭義 : 保険者を騙し故意に経済的利益を得る違法行為が立証された犯罪行為を示す。

**広い意味での保険詐欺(一般的定義)**

- 支払い保険金の10%程として推定される
- 免責件数に加えて暫定的な保険詐欺も含む
- 客観的根拠が不足

**狭い意味での保険詐欺 (Derig/Krauses の定義)**

- 支払い保険金の0.5%程として推定される
- 立証された犯罪行為のみ
- 過多請求(abuse)、軟性詐欺(soft fraud)除外

1

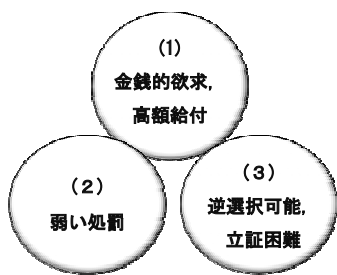
□ 保険詐欺の発生原因

1. 収益性が高く
2. リスクは低い
3. モニタリングの効きにくい(モニタリング・コストが高い)

保険犯罪に対する判決

- 執行猶予 47%
- 罰金刑 29% (中73%が500万円未満)
- 懲役刑 24% (中71%が一年未満懲役刑)

<資料:黄万星(2009)、保険さざぎ犯罪に対する法院の量刑分析、損害保険>



**保険経済学**  
保険詐欺の可能性がゼロとなる均衡は存在しない!!

- 李潤浩(1999)、保険詐欺と損害査定—ゲーム理論によるモデル分析—、文研論集、126
- 高尾厚・大倉真人(2001)、An Experimental Approach to the Effectiveness of an Incentive System against Moral Hazard in the Insurance Market, " *Journal of Risk Research*, Vol. 4, No. 3

	(1, 10)	(1, 50)	(3, 10)	(3, 50)
日本	0.407	0.140	0.661	0.116
韓国	0.542	0.050	0.719	0.054

- 保険金の虚偽・過多請求する確率
- (モニタリングコスト、罰金)、単位一万

1

□ 社会問題化する保険詐欺(1)

- “保険詐欺”を言及しているサイト72万ヶ所
- “保険詐欺”をタイトル名に含めている文書ファイル(pdf)6万個
- 一週間(9月22-9月28日)の保険詐欺に関するニュース 142件(同一事件複数報道含む)

2009年1月逮捕された連鎖殺人犯(10人の女性)の保険詐欺日誌

- 1995.5. トラック火災 3千万
- 1999.7. トラック盗難 5千万
- 2000.1. 店舗火災 5千万
- 2000.10. 交通事故 5千万
- 2005.4. 義理の母と妻殺害 4億8千万



家族詐欺団の風刺画



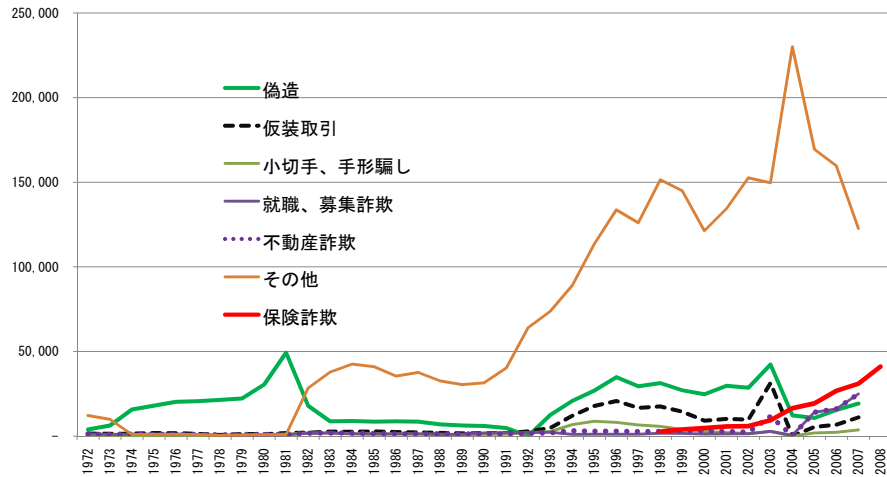
北朝鮮の家族のために...

1

社会問題化する保険詐欺(2)

傾向	内容
大規模化 組織化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットを通じ共謀者を募集する専門詐欺組織の登場</li> <li>・ 特定分野もしくは特定集団を対象にする専門ブローカが登場</li> </ul>
凶暴化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額な保険金を騙し取るために故意に放火や殺人</li> <li>・ 家族などを保険犯罪の対象にする傾向増加</li> </ul>
知能化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院など関連分野の専門家と共謀し、保険詐欺を隠蔽する事例増加</li> <li>・ 保険をよく知ってる保険業界関係者による保険詐欺事例の増加</li> </ul>
国際化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査しにくい海外での偽装事故を起こし保険金を請求するケース増加</li> <li>・ 海外医療機関の診断書の盗用、偽造による保険金請求</li> </ul>

### □ 詐欺犯罪の推移



〈資料 : 検察庁、犯罪白書〉

### □ 保険詐欺による保険金漏れ規模、年 2.23兆ワン強

#### ◆ 保険詐欺推定金額

〈資料 : FY2006、保険開発院〉

	支払い保険金 (A)	保険詐欺推定金額 (B)	漏れ比率 (B/A)
生命保険	6兆 2750億ワン	1兆 723億ワン	17.1%
損害保険	9兆 7548億ワン	1兆 1580億ワン	11.9%
保険全体	16兆 298億ワン	2兆 2303億ワン	13.9%

※ 支払い保険金には貯蓄性保険金は含まれていない

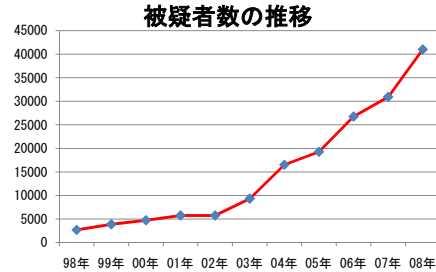
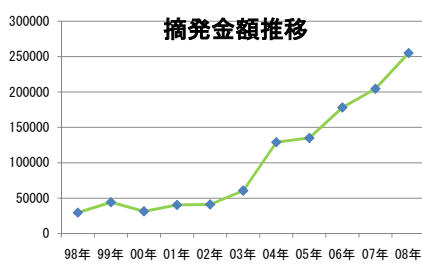
#### ◆ 諸国の保険詐欺による保険金漏れ比率

〈資料 : FY2006、三星金融研究院〉

国名	韓国	アメリカ	オーストラリア	フランス	カナダ	イギリス
比率	13.9%	10%	15%	6%	6%	4%

2

□ 2008年保険詐欺の摘発金額は2,549億ワン、被疑者は41,019人

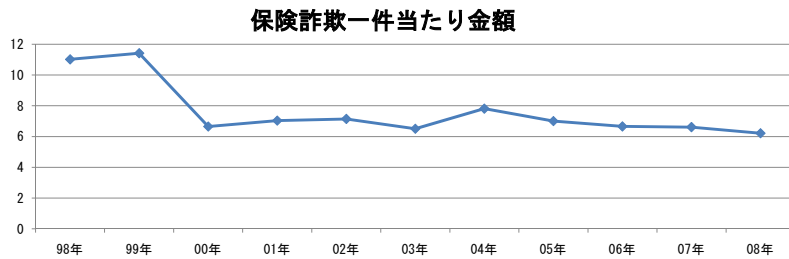


保険詐欺摘発金額(百万、98年~08年)

	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年
摘発金額	29587	44273	31421	40440	41132	60605	129039	135016	178082	204524	254872
被疑者数	2684	3876	4726	5749	5757	9315	16513	19274	26754	30922	41019

2

□ 2008年保険詐欺被疑者一人当たり金額は6百万、減少傾向



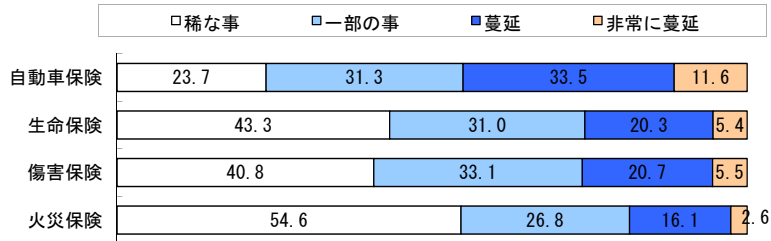
保険詐欺摘発金額(百万、98年~08年)

	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年
摘発金額	29587	44273	31421	40440	41132	60605	129039	135016	178082	204524	254872
被疑者数	2684	3876	4726	5749	5757	9315	16513	19274	26754	30922	41019
一件当金額	11.023	11.422	6.649	7.034	7.145	6.506	7.814	7.005	6.656	6.614	6.214

2

□ 保険詐欺に対する認識

- 自動車保険 > 生命保険 > 傷害保険 > 火災保険  
 (45.1%) (25.7%) (26.2%) (18.7%)



<資料 : 保険研究院、2009年度保険消費者世間調査>

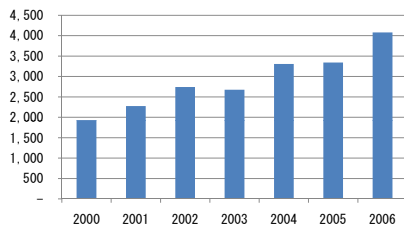
- 応答者の54%が保険詐欺により保険料が引き上げられることを知らない

2

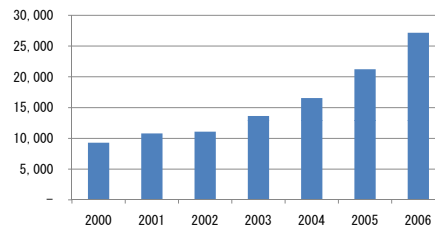
□ 保険消費者の苦情

- 金融監督庁に受け入れられた保険関連苦情が2000年9,294件から、2006年27,171件へ増加。
- その中、保険金支払いに関する苦情が同期間1,928件から4,079件へ増加
- 保険詐欺への対応強度と消費者の苦情頻度には何の関連がある？

保険金支払い関連苦情



保険消費者苦情全体



3

■ 保険詐欺に関連する法律の実態

- 刑法 第347条(詐欺罪)
- 保険業法 第102条(保険詐欺禁止の義務、1991年改定の際明文化の動きがあったが、受け入れず2008年に明文化)
- 民法 第103条(無効契約)
- 商法 第659条(保険者の免責事由)、第732条(15歳未満などに対する契約の禁止)  
第672条(重複保険の通知の義務)：損害保険のみ

[2008年政府発意改定法律(案)：商法保険編]

- 第655 : 告知義務の違反との因果関係のない保険事故に対する解約権
- 第655の2 : 詐欺による契約は無効。保険者は詐欺契約を確認した時点までの保険料を請求
- 第657の2 : 詐欺による保険金請求のときの免責事由
- 第672の2 : 重複保険に対する通知義務
- 第679、680、722 : 各種通知義務
- 第732の2 : 他の生命保険契約の告示義務

3

■ 関係機関の保険詐欺防止システム構築の実態

• 金融監督院

- 2001年保険調査室設置し、4部署19名(捜査権無し)
  - 保険詐欺の調査、予防教育、情報収集
  - **保険詐欺認知システムの運用**
  - 保険調査関連統計の分析・管理
  - 保険会社のSIU組織運営点検
  - 保険犯罪申告センターの運営

• システム内容

ITと統計的手法を活用して、組織的な犯罪共謀者・被疑者を中心になされた契約情報と事故情報の相関関係を分析するシステム。

個人、保険募集人、病院、整備業所の区別に応じて、多様な保険詐欺指標を開発しそれを点数化し、その点数を基準に保険詐欺被疑者を割り出し及び被疑者間の共謀関係まで追敵。

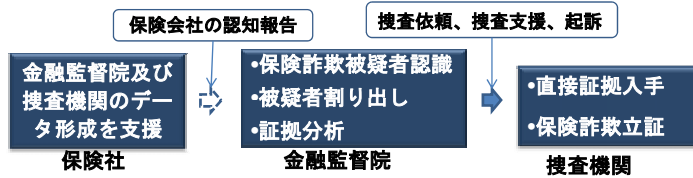
• 効果

保険契約の内容のみでは被疑者可能性の把握するのが未だ難しく、2008年認知報告12,695件の中、本格調査着手は111件のみ

3

関係機関のシステム構築実態

保険調査の業務体系

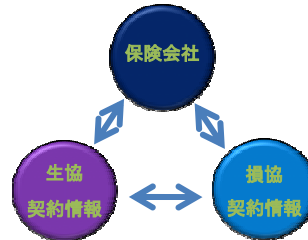


- 金融監督院 : 保険契約と保険事故中心の状況証拠
- 捜査機関 : 事実中心の客観的証拠、関連機関資料の収集→捜査機関業務負担による捜査の遅延

情報交換及び共有システム

その他

- 保険開発院: 保険事故情報集積システム
- 損害保険協会: 自動車保険事故被害者チェックシステム、保険契約チェックシステム等
- 生命保険協会: 保険契約情報管理システム

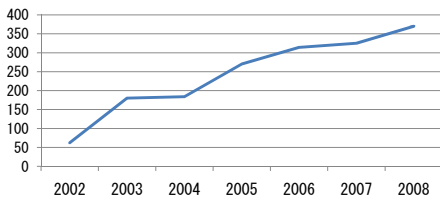


3

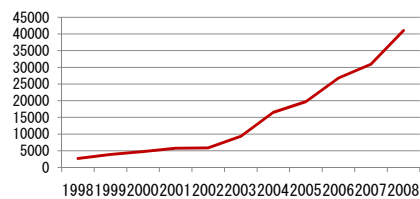
保険会社の対応

- 保険詐欺特別調査チーム(SIU : Special Investigation Unit)の設置・運用
  - 2002年62名から2008年370名へ約6倍増
  - 同期間保険詐欺摘発件数は8,557件から41,019件へ約5倍増
- 保険詐欺調査システム導入
  - A社のケース : 一つの組織的保険詐欺団(詐欺規模3億ワンで関連者50名)の把握に2時間(過去1~3ヶ月)。
- 損害査定業務の分離→子会社として損害査定会社設立: 保険詐欺予防のための厳格な損害査定により保険金遅延や不支払いに対するイメージ下落に対応

SIU雇用数



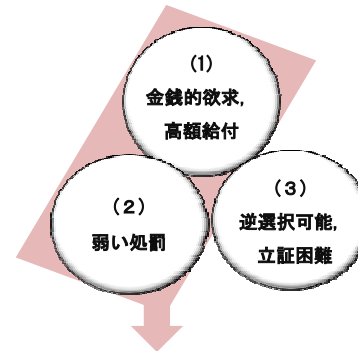
保険詐欺摘発件数





#### 今までのことを整理すると、

- 保険詐欺が深刻であること
- これに対して二つ対策が講じられてきた。
  - (3) モニタリングコストを引下げ : 保険詐欺防止システム構築、専門組織の稼働、商法上の規定。
  - (2) 保険詐欺コストの引上げ : 保険詐欺禁止の義務新設(保険業法)、刑法上の規定。



#### □ しかし…

- (1) 賭博性を持つ保険商品に対する対策が充分ではない。むしろ保険詐欺を助長する営業システムや保険商品の開発・販売、もしくは保険詐欺に絡んだ自社営業職員に対して甘い態度など、この面での対策が要求される。
- そして、保険詐欺のコスト引き上げ対策も不十分。従って、保険業法上保険詐欺を定義し、刑法に保険詐欺処罰項目開設も課題。

#### □ 消費者観点の重視

- 詐欺に関するニュースが増加するなかで、保険金支払いに関する苦情増加するなど消費者の不満も増加している。
- 特に、保険会社は保険詐欺を通じて消費者を統治(Governance)しようとしているのではないかと疑いもある。
  - ほぼ全国民のデータが保険詐欺認知システムにあり、監視されている。
  - 保険に関する立法や監督規制の精神は、保険者は専門家であり、契約者は非専門家で無知であるとの前提から出発するが、最近の商法改定案には保険契約者こそ専門家であるとの仮定の上成り立つ内容が多数含まれている。
    - 例えば、多くの契約者義務や保険者免責事由を約款に規定し説明義務の対象にするべきにもかかわらず、それを商法に規定するより保険者のその義務を免除。

大法判決(1999) : 法律に定めている内容が保険約款の内容となるとき、それは保険者の個別的説明が無くとも一般人が充分予想出来るので、それは約款の説明義務の対象にならない。

End of Document